五・六　（略）

七　信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又は連合会が当該譲受けにより子会社対象会社（組合にあっては法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社、連合会にあっては法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十二条第一項第四号に掲げる書面

八　（略）

九　信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合若しくは連合会又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の会社（組合にあっては法第十七条の十五第一項に規定する特定事業会社である国内の会社、連合会にあっては法第八十七条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（組合にあっては法第十七条の十五第一項に規定する基準議決権数、連合会にあっては法第八十七条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十　（略）

２　（略）

（資金及び自己資本の額の計算方法）

第四十四条の二　（略）

２　令第二十条第一項に規定する自己資本の額は、法第十一条の八第一項第一号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会　次に掲げる事項

イ　組合又は連合会の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称

(4)・(5)　（略）

ロ・ハ　（略）

ニ　組合又は連合会の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

(4)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該組合又は連合会が法第十一条の十三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合又は連合会の法第十一条の十三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六　（略）

七　信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又は連合会が当該譲受けにより子会社対象会社（組合にあっては法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社、連合会にあっては法第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十二条第一項第四号に掲げる書面

八　（略）

九　信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合若しくは連合会又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の会社（組合にあっては法第十七条の十五第一項に規定する特定事業会社である国内の会社、連合会にあっては法第八十七条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（組合にあっては法第十七条の十五第一項に規定する基準議決権数、連合会にあっては法第八十七条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十　（略）

２　（略）

（資金及び自己資本の額の計算方法）

第四十四条の二　（略）

２　令第二十条第一項に規定する自己資本の額は、法第十一条の六第一項第一号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会　次に掲げる事項

イ　組合又は連合会の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

（新設）

(3)・(4)　（略）

ロ・ハ　（略）

ニ　組合又は連合会の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

(4)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合又は連合会の法第十一条の十の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容